

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

2025 年 10 月 1 日

GMO プロダクトプラットフォーム株式会社
(旧商号：GMO リサーチ&AI 株式会社)

GMO リサーチ&AI 株式会社
(旧商号：GMO リサーチ&AI 分割準備株式会社)

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO プロダクトプラットフォーム株式会社
(旧商号：GMO リサーチ&AI 株式会社)
代表取締役社長 荻田 剛大

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO リサーチ&AI 株式会社
(旧商号：GMO リサーチ&AI 分割準備株式会社)
代表取締役社長 荻田 剛大

GMO プロダクトプラットフォーム株式会社(2025 年 10 月 1 日付で旧商号である GMO リサーチ&AI 株式会社から商号を変更しております。以下「GMO-PP」といいます。)及び GMO リサーチ&AI 株式会社 (2025 年 10 月 1 日付で旧商号である GMO リサーチ&AI 分割準備株式会社から商号を変更しております。以下「GMO-R&AI」といいます。)は、2025 年 5 月 19 日付で吸収分割契約を締結し、GMO-PP を吸収分割会社、GMO-R&AI を吸収分割承継会社、効力発生日を 2025 年 10 月 1 日として、GMO-PP の営む一切の事業（但し、GMO-PP が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。）（以下「本対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を GMO-R&AI に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2025 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定に

よる手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、GMO-PP に対して、本吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

GMO-PP は、会社法第 785 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 9 月 1 日付で株主に対して公告を行いましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

本吸収分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

本吸収分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本吸収分割に関し、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

GMO-R&AI の株主は GMO-PP のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本吸収分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

GMO-PP は、GMO-R&AI の発行済株式の全部を保有する特別支配会社であるため、会社法第 797 条第 2 項第 2 号の規定により、同条第 1 項の株式買取請求を行うことができる株主は存在せず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

GMO-R&AI は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 8 月 4 日付で官報による公告を行い、また、同日までに知れている債権者に対する各別の催告をしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

GMO-R&AI は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、本対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

効力発生日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上